

社会福祉法人 横須賀市社会福祉協議会

アクションプラン

令和6年度（2024年度）～令和11年度（2029年度）



令和6年（2024年）3月

社会福祉法人 横須賀市社会福祉協議会

目 次

第1章 アクションプランの概要

- 1 アクションプランの趣旨・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
- 2 アクションプランの位置付け・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2
- 3 アクションプランの計画期間・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2

第2章 現状と課題

- 1 地域の現状と課題・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3
- 2 市社協の事業・運営に係る現状と課題及び今後の進め方・・・・・・・・ 4

第3章 アクションプランにおける基本目標、新規・重点事業及び主要プロジェクト

- 1 基本目標・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 6
- 2 新規・重点事業の設定・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 6
- 3 主要プロジェクトの設定・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 7

第4章 計画の体系

（「横須賀市地域福祉計画」における「施策の方向性」に基づく事業・取組）・・・・・・・・ 8

第5章 施策の方向性及び市社会福祉協議会の具体的な事業・取組・・・・・・・・ 12

- 1 地域における支え合いの基盤づくりの促進・・・・・・・・・・・・・・・・ 13
 - （1）地域における支え合いの基盤づくりの促進
 - （2）地域における健康増進の取り組みの支援
 - （3）地域における交流の促進
 - （4）地域における見守り体制の充実
 - （5）災害に備える地域づくりの促進
- 2 包括的・継続的な支援体制の充実・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 21
 - （1）福祉の各分野における相談支援体制の強化
 - （2）家族丸ごとの相談支援体制の拡充
 - （3）アウトリーチ支援の拡充
 - （4）権利擁護の取り組みの支援【横須賀市成年後見制度利用促進基本計画】
 - （5）防犯・再犯防止に関する取り組みの推進【横須賀市再犯防止推進計画】
- 3 多様な担い手の育成・参画の推進・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 30
 - （1）地域福祉の担い手の育成・参画の推進
 - （2）地域福祉に関わる専門職等の確保・養成
 - （3）福祉団体の活動の支援
- 4 心のバリアフリーの促進・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 38
 - （1）他者に対する思いやりの心の醸成
 - （2）ソーシャルインクルージョンの促進
 - （3）新たな情報共有の仕組みづくりの推進

第6章 主要プロジェクト

主要プロジェクト1	権利擁護制度の推進	43
主要プロジェクト2	地区社協への支援・協力体制の推進	44
主要プロジェクト3	福祉分野の人材育成と福祉体験・福祉教育の推進	45

第7章 アクションプランの推進体制

1	指標の達成状況の把握・公表	46
2	推進体制	46
3	財源の確保等	46

第1章 アクションプランの概要

1 アクションプランの趣旨

横須賀市と横須賀市社会福祉協議会（以下、「市社協」という）では、これまで横須賀市が策定する「横須賀市地域福祉計画」と市社協が策定する「第5次地域福祉活動計画」に基づき、地域福祉の活動を支援・推進してきましたが、住民同士が支え合い、住み慣れた地域で安心して暮らし続けるまちの実現に向けて、横須賀市と市社協が一体となって施策や取組を進めていくため、両計画を統合し、令和6年度からの新たな「横須賀市地域福祉計画」を策定することとしました。

市社協においても、この「横須賀市地域福祉計画」における基本理念「誰も一人にさせないまち横須賀」の実現を目指し、4つの基本目標の達成に向けた事業や取組を進めることとなりますが、「横須賀市地域福祉計画」の「施策の方向性」に基づき、市社協が主体となって計画期間に進めていく具体的な事業や取組を示した計画が「横須賀市社会福祉協議会アクションプラン」です。

「横須賀市地域福祉計画」から抜粋

□基本理念

「誰も一人にさせないまち 横須賀」の実現

□計画の基本目標

①地域における支え合いの基盤づくりの促進

支え手と受け手の垣根を超え、日々の生活において、不安や悩みを抱える人に寄り添います。誰もがどこかにつながるができるよう、課題解決を図るための仕組みづくりを進め、地域における支え合いの基盤づくりを促進します。

②包括的・継続的な支援体制の充実

地域におけるネットワークでは解決できない課題や誰に相談してよいか分からない課題については、福祉の総合相談窓口である「ほっとかん」で受け止め、関係機関とともに解決に向け支援していきます。

また、世代や属性を超えて多様化する課題や制度のはざまにあるさまざまな課題を解決するため、課題を丸ごと受け止めることができる相談支援体制を拡充します。

③多様な担い手の育成・参画の推進

住み慣れた地域で安心して暮らしていくため、住民一人ひとりが自らの意欲・関心に応じて、自分の能力を生かして地域で活躍することができるよう、多様な担い手の育成・参画に努めます。

また、地域の担い手のすそ野を広げる取り組みや、各福祉分野における専門職等に対する研修の充実など、福祉人材を育成・確保する取り組みを推進します。

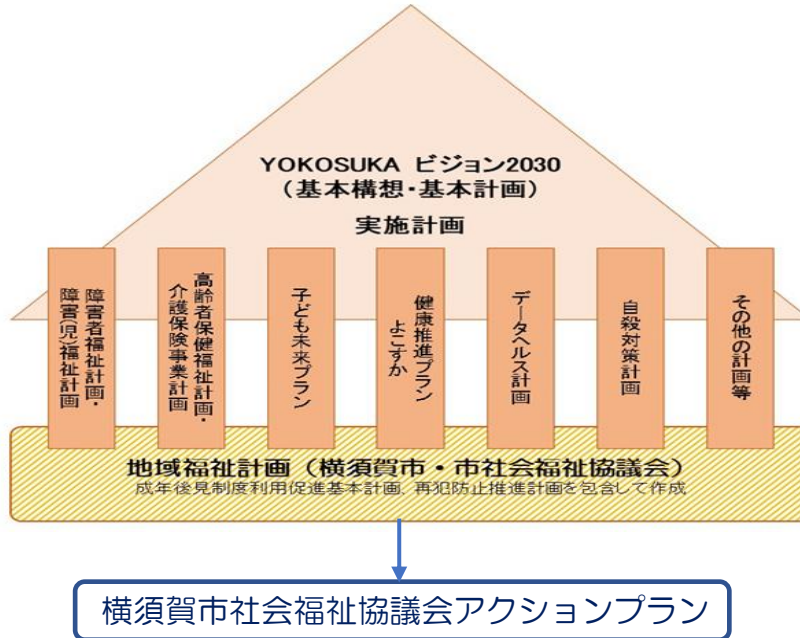
④心のバリアフリーの促進

「共に生き、共に支え合う社会づくり(ソーシャルインクルージョン)」という考え方のもと、全ての住民が住民相互の絆を感じ、他者に対する思いやりの心や多様性を受け止める意識を醸成できるよう心のバリアフリーを促進します。

2 アクションプランの位置付け

本アクションプランは、令和6年度からの「横須賀市地域福祉計画」に基づき、市社協が実施していく具体的な事業や取組を示す計画として、「横須賀市地域福祉計画」の下位計画として位置付けるものです。

図1 「横須賀市地域福祉計画」等との関係図



3 アクションプランの計画期間

本アクションプランは、「横須賀市地域福祉計画」と計画期間を合わせ、令和6年度(2024年度)から令和11年度(2029年度)までの6年間を計画期間とします。

図2 アクションプランの計画期間

平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
	横須賀市地域福祉計画 (横須賀市策定)					横須賀市地域福祉計画 (横須賀市、市社協策定)					
	第5次地域福祉活動計画 (市社協策定)										
	横須賀市社会福祉協議会行動計画 (市社協策定)								下位計画		
						横須賀市社会福祉協議会アクションプラン (市社協策定)					

第2章 現状と課題

1 地域の現状と課題

「横須賀市地域福祉計画」では、地域福祉に係る現状等を踏まえ、課題について、以下のとおり整理し、計画の柱となる「施策の方向性」に反映させています。

「横須賀市地域福祉計画」から抜粋

- 1 地域における支え合いの基盤づくりの促進
 - (1) 地域における支え合いの基盤づくりの促進
 - 地域における支え合いの基盤づくりの促進
 - 支え合い活動を行う団体への支援の促進
 - (2) 地域における健康増進の取り組みの支援
 - 地域における健康に関する事業のさらなる情報発信
 - 健康づくりに関連したボランティアの育成・支援
 - (3) 地域における交流の促進
 - 交流の場づくりの促進
 - 外出しやすい環境づくりの促進
 - (4) 地域における見守り体制の充実
 - 既存の見守り体制の充実
 - 地域における見守り活動の新しい担い手の確保
 - (5) 災害に備える地域づくりの促進
 - 地域における支援体制の充実
 - 顔の見える関係づくりの促進
- 2 包括的・継続的な支援体制の充実
 - (1) 福祉の各分野における相談支援体制の強化
 - 各福祉分野における既存の相談支援体制の充実
 - 各相談窓口の連携強化
 - (2) 家族丸ごとの相談支援体制の拡充
 - 家族の困りごとを丸ごと受け止めることができる体制の拡充
 - (3) アウトリーチ支援の拡充
 - 潜在的な困りごとを抱えた人に気付くことができる地域の見守り体制の拡充
 - 継続的な支援の実施
 - (4) 権利擁護の取り組みの支援
 - 困りごとを抱えている人が必要としたときに支援を受けられる体制の強化
 - (5) 防犯・再犯防止に関する取り組みの推進
 - 地域社会における理解と協力の推進
 - 関係機関、民間協力者等の連携による、犯罪をした人等の孤立防止
 - 地域による温かい見守りを含めた防犯活動の継続

3 多様な担い手の育成・参画の推進

(1) 地域福祉の担い手の育成・参画の推進

地域福祉の担い手の育成・参画の推進

負担軽減の取り組みの継続

次世代の担い手への円滑な継承

(2) 地域福祉に関わる専門職等の確保・養成

専門職等の確保・養成

高齢者をはじめとした多様な就労・社会参加の促進

サービスの質の向上、従事者の負担軽減

(3) 福祉団体の活動の支援

福祉団体の活動の支援

4 心のバリアフリーの促進

(1) 他者に対する思いやりの心の醸成

他者に対する思いやりの心の醸成

(2) ソーシャルインクルージョンの促進

多様性を尊重する地域社会づくりの促進

相互理解の促進

(3) 新たな情報共有の仕組みづくりの推進

誰もがその人に合った手段・方法で必要な時に必要な情報を共有できる仕組みづくりの推進

2 市社協の事業・運営に係る現状と課題及び今後の進め方

市社協が実施する事業や取組は、地域福祉活動の推進のために地域への支援や助成を中心に実施してきました。

また、コロナ禍の影響により、事業や取組を中止・縮小せざるを得ない状況が続き、地域においても活動が思うようにできない状況が続き、高齢者等の孤独や引きこもりなど地域の人と人とのつながりが希薄になっていました。

今後は、アフターコロナにおける地域活動や地域への支援・助成のあり方について改めて検討しながら、地域活動をこれまで以上に推進する必要があります。

このため、地域福祉の推進に向けて、市社協の事業・運営に係る現状と課題や今後の進め方について整理しました。

(1) 地域の現状把握

市内全体での福祉活動はもとより、地域ごとにその地域特性などにより実施している活動の実施状況や実施方法などの現状を把握するとともに、地域が抱える課題に寄り添い、必要としている事業や取組を進める必要があります。

(2) 地域との良好な関係の維持

地域の現状を把握するためには、市社協職員が地域へ出向いて地域の生の声を聞き、必要な支援・助成について検討を進める必要があります。

(3) 必要とされる事業や取組の実施(事業や取組の統廃合・見直し)

これまで実施してきた事業や取組について、その意義や必要性、事業効果などの検討を踏まえ、現在のニーズに合わなくなった又は実施の必要がなくなった事業や取組等は廃止し、一方で必要とされる事業や取組を新たに実施するなど、これまでの慣例や習慣に捉わられることなく、ゼロベースから再検討し、事業や取組の思い切った統廃合・見直しとともに、新規事業の検討を行う必要があります。

(4) 地域を担う人材の確保、若い世代の地域への参加、世代間交流の促進

福祉分野での課題の一つとして、マンパワー不足が顕著になっています。

特に、地域福祉を担う人材の確保・育成、若い世代の地域への参加、世代間交流などを促進し、人と人が地域福祉を支え合えることができるよう、人材の確保・育成、周知・啓発、情報提供などに注力する必要があります。

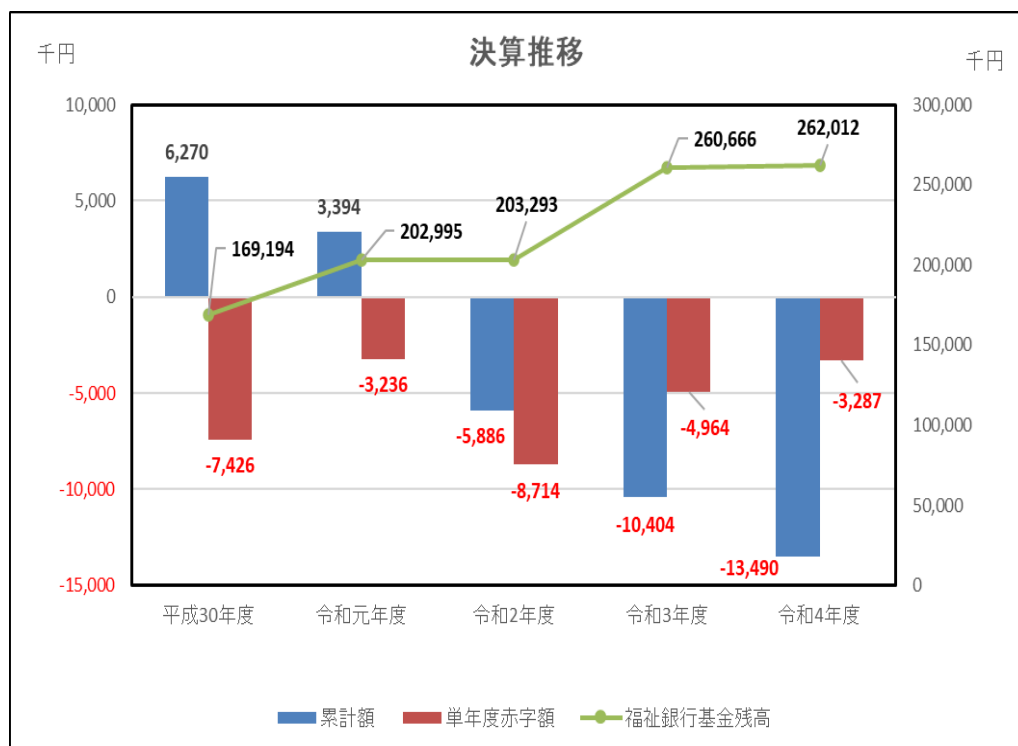
(5) 財務状況の健全化

事業や取組を実施するにあたっては、その財源の確保が必要となりますが、本会の自主財源の大きな原資となるのは、市民や団体・施設などからの会費及び共同募金会からの配分金です。

共同募金配分金は募金実績額により配分額が決定されますが、募金実績額は年々減少傾向にあります。

市社協の収支は支出が収入を上回り、不足額を福祉銀行基金の取崩しにより充当する状況となっていることから、収入の増や支出の抑制のための検討を行い、財源を確保するとともに、財務状況の健全化を早急に図ることが重要です。

図3 市社協の収支バランスの状況(経年)



第3章 アクションプランにおける基本目標、新規・重点事業及び主要プロジェクト

1 基本目標

本アクションプランでは、次のとおり基本目標を掲げ、継続的に地域福祉が推進していくことを目指します。

基本目標 「将来へ向けた持続可能な地域福祉の実現のため事業・取組を推進します」

計画期間内においては、市社協では市域への支援はもとより、支え合い、世代間交流、人材育成、権利擁護など各種事業や取組を推進していきますが、一過性の事業や取組ではなく、これを現在又は将来に向けて、継続的・発展的に持続していくことが重要となることから、この基本目標を掲げます。

2 新規・重点事業の設定

計画期間内において推進していく事業や取組の中で、今後新たに実施していく事業や取組を「新規事業」、また、特に優先的かつ先導的に推進していく事業や取組を「重点事業」として設定し、「第5章 施策の方向性及び市社協の具体的な事業や取組」では事業名の前に【新】、【重】と記載しています。

新規事業

- 【新】障害児通学支援の検討
- 【新】法人後見事業(後見人等の受任)
- 【新】法人後見事業(相談)
- 【新】施設実習紹介事業
- 【新】住民参加型在宅福祉サービス活動推進事業
- 【新】福祉体験・学習事業

重点事業

- 【重】地区社協活動支援事業(活動への支援)
- 【重】生活支援ネットワークの強化
- 【重】地区ボラセン活動育成事業(活動への支援)
- 【重】地区ボラセン活動育成事業(経費への支援)
- 【重】地区社協活動支援事業(保護司との連携)
- 【重】ボランティア養成講座の開催
- 【重】住民参加型在宅福祉サービス活動推進事業*
- 【重】福祉体験・学習事業*
- 【重】小・中・高等学校ボランティアスクールの実施
- 【重】地区社協活動支援事業(交流促進)

※は新規事業との重複を表す

3 主要プロジェクトの設定

本アクションプランでは、事業や取組を実施することにより地域福祉全体が持続的に推進していくことにつながる重要な分野を「主要プロジェクト」として設定し、これらのプロジェクトについて、それぞれ関連する施策の方向性、主な関連事業、期待される事業効果、事業の指標、事業スケジュールを記載しています。



主要
プロジェクト

- 1 権利擁護制度の推進
- 2 地区社協への支援・協力の推進
- 3 福祉分野の人材育成と福祉体験・福祉教育の推進

第4章 計画の体系

(「横須賀市地域福祉計画」における「施策の方向性」に基づく事業・取組)

基本目標：将来へ向けた持続可能な地域福祉の実現のため事業・取組を推進します

【新】は新規事業、【重】は重点事業です。全ての事業や取組を順に記載しているため重複の記載があります。



1 地域における支え合いの基盤づくりの促進

▶(1) 地域における支え合いの基盤づくりの促進

- 社会福祉推進委員連絡会の設置促進
- 社会福祉推進委員研修会の開催
- 社会福祉推進委員活動費の助成
- 市民児協事務局
- 地区社協部会の開催
- 【重】地区社協活動支援事業(活動への支援)
- 地区社協育成費の助成
- 地域活動事業費の助成
- 社会福祉分野の功労者表彰
- 湘南ブロック社会福祉協議会連絡協議会への参画
- ボランティア相談員・コーディネーター研修会等の開催
- 【重】生活支援ネットワークの強化
- 【重】地区ボラセン活動育成事業(活動への支援)
- 【新】障害児通学支援の検討
- ボランティア活動の相談・登録・調整(相談支援)
- ボランティア相談員・コーディネーター研修会等の開催〔再掲〕

▶(2) 地域における健康増進の取り組みの支援

- ひくてあまたプロジェクト
- ボランティア活動の相談・登録・調整(相談支援)〔再掲〕

▶(3) 地域における交流の促進

- 【重】地区ボラセン活動育成事業(経費への助成)
- 「ふれあい・いきいきサロン」活動への支援
- 「やさしさ広がれ」ふれあいフェスティバルの開催
- 「やさしさ広がれ」ふれあいフェスティバル実行委員会事務局
- 多種多様な機関・団体等相互の連携づくり

▶(4) 地域における見守り体制の充実

- 市民児協事務局〔再掲〕
- 【重】生活支援ネットワークの強化〔再掲〕
- 【重】地区ボラセン活動育成事業(活動への支援)〔再掲〕
- 「やさしさ広がれ」ふれあいフェスティバルの開催〔再掲〕
- 【重】地区ボラセン活動育成事業(活動への支援)〔再掲〕

↳(5)災害に備える地域づくりの促進

- 災害時ボランティアセンター運営検討会の開催(会議の開催)
- 災害時ボランティアセンター設置運営訓練の実施
- 横須賀災害ボランティアネットワーク事務局
- 災害時ボランティアセンター運営検討会の開催(マニュアルの見直し)

2 包括的・継続的な支援体制の充実

↳(1)福祉の各分野における相談支援体制の強化

- 生活福祉資金貸付事業(自立支援)
- たすけあい資金貸付事業
- 法人運営事業(職員の人事交流)
- 法人運営事業(職員の人材育成)

↳(2)家族丸ごとの相談支援体制の拡充

- 企画・広報事業
- 日常生活自立支援事業、成年後見事業(情報発信)
- ボランティア活動の相談・登録・調整(相談支援)[再掲]
- 日常生活自立支援事業
- よこすか市民後見人等運営事業(事業の推進)
- 成年後見事業(後見等監督人)

↳(3)アウトリーチ支援の拡充

- 生活福祉資金貸付事業(自立支援)[再掲]
- たすけあい資金貸付事業[再掲]
- 日常生活自立支援事業、よこすか市民後見人等運営事業(訪問・支援)
- 生活福祉資金貸付事業(自立支援)[再掲]
- たすけあい資金貸付事業[再掲]
- 日常生活自立支援事業、よこすか市民後見人等運営事業(周知・啓発)
- ボランティア活動の相談・登録・調整(相談・支援)[再掲]

↳(4)権利擁護の取り組みの支援【横須賀市成年後見制度利用促進基本計画】

- 日常生活自立支援事業[再掲]
- よこすか市民後見人等運営事業(事業の推進)[再掲]
- 成年後見事業(後見等監督人)[再掲]
- 【新】法人後見事業(後見人等の受任)
- よこすか市民後見人等運営事業(養成講座の開催)
- 日常生活自立支援事業[再掲]
- よこすか市民後見人等運営事業(相談)
- 【新】法人後見事業(相談)
- 日常生活自立支援事業[再掲]
- よこすか市民後見人等運営事業(事業の推進)[再掲]
- 成年後見事業(後見等監督人)[再掲]

↳(5)防犯・再犯防止に関する取り組みの推進【横須賀市再犯防止推進計画】

- 生活福祉資金貸付事業(保護司等との連携)

- 【重】地区社協活動支援(保護司との連携)
- 保護司部会への助成・支援

3 多様な担い手の育成・参画の推進

▶(1)地域福祉の担い手の育成・参画の推進

- ボランティア活動の相談・登録・調整(普及・啓発)
- ボランティア相談員・コーディネーター研修会等の開催〔再掲〕
- ホームページによる情報提供事業
- 【重】ボランティア養成講座の開催
- ボランティアセンター連絡会議の開催
- 横須賀市ボランティア連絡協議会事務局
- ボランティアニュースの発行
- ボランティア活動啓発冊子の発行
- ホームページによる情報提供事業〔再掲〕

▶(2)地域福祉に関わる専門職等の確保・養成

- 18 地区社協活動支援事業
- 法人運営事業(職員の人材育成)〔再掲〕
- 【新】施設実習紹介事業
- 横須賀市保育会事務局支援
- 実習生の受入

▶(3)福祉団体の活動の支援

- 地区社協部会の開催〔再掲〕
- 【重】地区社協活動支援事業(活動への支援)〔再掲〕
- 地区社協育成費の助成〔再掲〕
- 地域活動事業費の助成〔再掲〕
- 【重】地区ボラセン活動育成事業(経費への助成)〔再掲〕
- ボランティアセンター連絡会議の開催〔再掲〕
- 横須賀市ボランティア連絡協議会への助成
- 【重】ボランティア養成講座の開催
- ハンディキャブ等による送迎サービス事業(福祉有償運送事業)
- ボランティア活動の相談・登録・調整(普及・啓発)〔再掲〕
- ボランティア相談員・コーディネーター研修会等の開催〔再掲〕
- 福祉用具等貸出事業
- 布おもちゃ・布えほん製作貸出事業
- 布おもちゃ親子サロン「ポケットひろば」の開催
- おもちゃの病院の開設
- 当事者団体等育成事業
- ボランティアニュースの発行〔再掲〕
- ボランティア活動啓発冊子の発行〔再掲〕
- ホームページによる情報提供事業〔再掲〕
- 【新】【重】住民参加型在宅福祉サービス活動推進事業

- 共同募金運動の推進
- 年末たすけあい援護費
- 神奈川県共同募金会横須賀市支会事務局
- 法人運営事業(職員の人事交流)〔再掲〕
- 法人運営事業(職員の人材育成)〔再掲〕

4 心のバリアフリーの促進

- ▶(1)他者に対する思いやりの心の醸成
 - 福祉のまちづくり出張トーク
 - 【新】【重】福祉体験・学習事業
 - 【重】小・中・高等学校ボランティアスクールの実施
 - 「やさしさ広がれ」ふれあいフェスティバルの開催〔再掲〕
 - 【新】【重】福祉体験・学習事業〔再掲〕
- ▶(2)ソーシャルインクルージョンの促進
 - 法人運営事業(職員の人材育成・研修等への参加)
 - 【重】地区社協活動支援事業(交流促進)
- ▶(3)新たな情報共有の仕組みづくりの推進
 - 情報アクセシビリティへの取組
 - ホームページによる市社協の情報提供
 - 社協だよりの発行〔再掲〕
 - 社協リーフレットの作成・配布〔再掲〕
 - ホームページによる市社協の情報提供〔再掲〕
 - ボランティアニュースの発行〔再掲〕
 - ボランティア活動啓発冊子の発行〔再掲〕
 - ホームページによる情報提供事業〔再掲〕



主要プロジェクト

- 1 権利擁護制度の推進
- 2 地区社協への支援・協力の推進
- 3 福祉分野の人材育成と福祉体験・福祉教育の推進



計画の推進

- 1 指標の達成状況の把握・公表
- 2 推進体制
- 3 財源の確保等

第5章 施策の方向性及び市社会福祉協議会の具体的な事業・取組

「横須賀市地域福祉計画」における計画の体系となる「施策の方向性」に基づき、その柱ごとに市社協が計画期間において実施していく具体的な事業や取組を示しています。

「■」は「横須賀市地域福祉計画」における各柱の「施策の方向性」に記載のある「市社会福祉協議会の取り組み」を示し、「□」は「施策の方向性」に基づき市社協が実施していく具体的な事業・取組を示しています（「()」内には市社協での実施担当課等を記載）。

事業・取組名の前に「【新】」と記載しているのは今後新たに実施していく「新規事業」、「【重】」と記載しているのは特に優先的かつ先導的に推進していく「重点事業」を表しています。

また、同じ事業や取組を別の「施策の方向性」にも記載する場合には、「〔再掲〕」で示しています。

なお、「□」の事業や取組に関する記載等に際しては、以下のとおり、略語を使用しています。

社会福祉法人横須賀市社会福祉協議会……「市社協」
地区社会福祉協議会……「地区社協」
地区ボランティアセンター……「地区ボラセン」
横須賀市……「市」
横須賀市民生委員児童委員協議会……「市民児協」
地区民生委員児童委員協議会……「地区民児協」

1 地域における支え合いの基盤づくりの促進

(1) 地域における支え合いの基盤づくりの促進

施策の方向性

地域における重層的な人と人とのつながりの中で、日常的な困りごと(地域の生活課題)に気付いた人が寄り添いながら、地域の関係機関につなげられるよう、地域における支え合いの基盤づくりを促進します。

地域住民が持つ「地域のためにできることをやりたい・やってみよう」という思いを応援し、大小問わずさまざまな活動や選択肢の創出をサポートしていきます。

高齢者や障害者だけでなく、社会で生活している人たち誰もが福祉の対象です。福祉を覆っている固定概念、「意識のバリア」を打ち破り、誰もが福祉の一員であるという意識を醸成していきます。

市社会福祉協議会の取り組み

■さまざまな地域資源と連携した事業の展開に向け、協議の場づくりを進めます。

□社会福祉推進委員連絡会の設置促進(地域福祉課)

社会福祉推進委員相互の連絡を図るため、社会福祉推進委員要綱第9条に基づき、地区社協における社会福祉推進委員の連絡組織の設置を促進します。

□社会福祉推進委員研修会の開催(地域福祉課)

社会福祉推進委員のための全体研修及び新任研修を開催します。

□社会福祉推進委員活動費の助成(地域福祉課)

社会福祉推進委員の地域活動のための活動費を助成します。

□市民児協事務局(地域福祉課)

地域福祉推進のため、市社協をはじめ、社会福祉法人、福祉施設・団体、関係行政機関等と連携・協働しながら、民生委員児童委員活動と地区民児協の運営・活動への支援、市民児協事業計画に基づく各種会議・行事实施のための事務局を担います。

□地区社協部会の開催(地域福祉課)

各地区の課題解決の方策を検討するとともに、相互の連絡を図り、調査研究や情報交換などにより地区社協活動をより活性化するため、地区社協部会を開催します。

□【重】地区社協活動支援事業(活動への支援)(地域福祉課)

「今後の地区ボラセンのあり方」に関するヒヤリングやミーティングの実施、身近な地域において交流や仲間づくりができる「ふれあい・いきいきサロン」への支援など、地区社協の活動拠点となる地区ボラセンの活動を支援します。

□地区社協育成費の助成(地域福祉課)

地区社協の運営及び事業の安定を図るため、地区社協育成費として地域活動事業費の補完や事務経費を助成します。

□地域活動事業費の助成(地域福祉課)

地域福祉推進のため、各地区社協の事業・活動に係る経費を助成します。

□社会福祉分野の功労者表彰(地域福祉課)

市と市社協が共催する横須賀市社会福祉大会において、社会福祉事業貢献者や福祉ボランティア活動者など社会福祉分野の功労者に対する表彰・感謝を行います。

□湘南ブロック社会福祉協議会連絡協議会への参画(地域福祉課)

湘南ブロック内での社会福祉協議会の運営及び事業について、相互の連絡等を図ることにより運営及び事業の発展・向上に寄与するため、湘南ブロック社会福祉協議会連絡協議会に参画します。

□ボランティア相談員・コーディネーター研修会等の開催(ボランティアセンター)

地区ボラセンのボランティア相談員やコーディネーター等のスキルアップを図るとともに、日頃の活動や課題を共有し、地区ボラセンが相互連携することを目的とした研修会や情報交換会を開催します。

■各地域における見守り体制の整備と支援を必要とする全ての地域住民が相互に助け合い活動ができる仕組みづくりを行います。

□【重】生活支援ネットワークの強化(地域福祉課)

地区社協において、民生委員児童委員を中心に、社会福祉推進委員、地区ボラセンによる既存の見守り体制を活用し、日常的な見守りのほか、必要に応じて定期的な電話、訪問などによる安否確認を行い、生活支援のネットワークの強化を図ります。

□【重】地区ボラセン活動育成事業(活動への支援)(地域福祉課)

地区ボラセンでの個別支援活動を強化するとともに、既に支え合い活動に取り組む地域の団体との連携も進め、住民相互による支え合い活動の充実を図ります。

□【新】障害児通学支援の検討(ボランティアセンター)

発達障害や身体障害のある児童・生徒の通学支援について検討を進めます。

□ボランティア活動の相談・登録・調整(相談支援)(ボランティアセンター)

ボランティアによる支援を希望する相談のうち、ボランティアで対応できないニーズについても相談者の課題解決に向けて一緒に問題を整理し、他機関と連携を取りながら適切な制度・サービスの窓口や相談機関等につながるよう相談支援を行います。

□ボランティア相談員・コーディネーター研修会等の開催(ボランティアセンター)〔再掲〕

地区ボラセンのボランティア相談員やコーディネーター等のスキルアップを図るとともに、日頃の活動や課題を共有し、地区ボラセンが相互連携することを目的とした研修会や情報交換会を開催します。

(2) 地域における健康増進の取り組みの支援

施策の方向性

市民が自分自身の健康に関心を持ち、積極的に健康づくりに取り組むよう支援していきます。また、さまざまな人々と交流する機会や社会活動に参加する(社会参加)ことは、健康状態の維持向上に大切だということが分かっています。そのため、健康を維持するための食習慣や運動習慣といった生活習慣の改善に加えて、地域や社会とつながることの大切さを伝え、地域全体が健康になるよう取り組んでいきます。

市社会福祉協議会の取り組み

■ 同じ悩みや不安をもつ人の解決に向けて活動する組織づくりの支援を行います。

□ ひくてあまたプロジェクト(ボランティアセンター)

市民活動や地域活動の活性化を図るため、市とともに開催してきた生涯現役フォーラムを見直し、中間支援組織である市民活動サポートセンター、市生涯学習センター、市シルバー人材センター、市社協ボランティアセンターの4機関で定期的な情報交換を行い、相互の協力体制を検討します。

□ ボランティア活動の相談・登録・調整(相談支援)(ボランティアセンター)[再掲]

ボランティアによる支援を希望する相談のうち、ボランティアで対応できないニーズについても相談者の課題解決に向けて一緒に問題を整理し、他機関と連携を取りながら適切な制度・サービスの窓口や相談機関等につながるよう相談支援を行います。

(3) 地域における交流の促進

施策の方向性

核家族化が進み、地域における近所付き合いや助け合いが希薄化する中、多世代交流は豊かな人間関係を築く機会となります。

地域の人々が気軽に立ち寄り、交流の輪を広げ、そこで出会った仲間と楽しみながら暮らすことのできる交流の場づくりや外出しやすい環境づくりに取り組みます。

市社会福祉協議会の取り組み

■地域福祉の活動拠点である地区ボランティアセンターの機能を強化し、さまざまな人が気軽に立ち寄り、居場所にできるような場として住民が主体的に活用できるよう支援します。

□【重】地区ボラセン活動育成事業(経費への助成)(地域福祉課)

地区ボラセンの運営費、家賃等借上料、移転に伴う拠点整備費を助成します。

□「ふれあい・いきいきサロン」活動への支援(地域福祉課)

高齢者や子育て中の親子の孤独感・孤立感解消のための交流や仲間づくりの場として、身近な地域での交流や仲間づくりができるサロン実施を支援します。

表1 「ふれあい・いきいきサロン」の活動状況(18 地区社協) (令和4年度末現在)

対 象	高齢者	高齢者と こども	高齢者と 障害者	高齢者中心 に誰でも	子どもと 保護者	限定なし	合 計
箇所数(箇所)	157	1	7	7	27	57	256

■地域における多様な住民の交流の場づくりや活動を支援するとともに情報発信を行います。

□「やさしさ広がれ」ふれあいフェスティバルの開催(地域福祉課)

市民への福祉への関心・意識の向上や福祉施設・団体の参画による連携推進のため、連帯感のあるあたたかい福祉のまちづくりを目的に、年齢や障害の有無に関わらず、誰もが参加でき、一緒に楽しむことができるイベントとして、市民協働による「やさしさ広がれ」ふれあいフェスティバルを開催します。なお、フェスティバルの初開催から長年が経過することから、現在のニーズに合った新たなフェスティバルの方向性や実施方法、実行委員会のあり方等について検討を進めます。

□「やさしさ広がれ」ふれあいフェスティバル実行委員会事務局(地域福祉課)

「やさしさ広がれ」ふれあいフェスティバルを主催する実行委員会の事務局を担います。



「やさしさ広がれ」ふれあいフェスティバルの様子

- 多種多様な機関・団体等相互の連携づくり(地域福祉課)
多種多様な関係機関・団体との連携推進のための会議等に積極的に参加します。

(4) 地域における見守り体制の充実

施策の方向性

認知症高齢者の増加や障害者・子どもへの虐待、孤独死・孤立死など、地域で起きているさまざまな課題を早期に発見し対応できるよう、身近な地域における見守り活動を引き続き支援します。

「誰も一人にさせないまち 横須賀」の実現のため、既存の見守り体制へ支援を行うとともに民間事業者との見守り協定等により新しい担い手を確保し、重層的な見守り体制の充実に努めます。

市社会福祉協議会の取り組み

■各地域における見守り体制の整備と支援を必要とする全ての地域住民が相互に助け合い活動ができる仕組みづくりを行います。

□市民児協事務局(地域福祉課)〔再掲〕

地域福祉推進のため、市社協をはじめ、社会福祉法人、福祉施設・団体、関係行政機関等と連携・協働しながら、民生委員児童委員活動と地区民児協の運営・活動への支援、市民児協事業計画に基づく各種会議・行事实施のための事務局を担います。

□【重】生活支援ネットワークの強化(地域福祉課)〔再掲〕

地区社協において、民生委員児童委員を中心に、社会福祉推進委員、地区ボラセンによる既存の見守り体制を活用し、日常的な見守りのほか、必要に応じて定期的な電話、訪問などによる安否確認を行い、生活支援のネットワークの強化を図ります。

□【重】地区ボラセン活動育成事業(活動への支援)(地域福祉課)〔再掲〕

地区ボラセンでの個別支援活動を強化するとともに、既に支え合い活動に取り組む地域の団体との連携も進め、住民相互による支え合い活動の充実に努めます。

■市と市社会福祉協議会が協力して、地域を超えて交流ができる場づくりを行います。

□「やさしさ広がれ」ふれあいフェスティバルの開催(地域福祉課)〔再掲〕

市民への福祉への関心・意識の向上や福祉施設・団体の参画による連携推進のため、連帯感のあるあたたかい福祉のまちづくりを目的に、年齢や障害の有無に関わらず、誰もが参加でき、一緒に楽しむことができるイベントとして、市民協働による「やさしさ広がれ」ふれあいフェスティバルを開催します。なお、フェスティバルの初開催から長年が経過することから、現在のニーズに合った新たなフェスティバルの方向性や実施方法、実行委員会のあり方等について検討を進めます。

□【重】地区ボラセン活動育成事業(活動への支援)(地域福祉課)〔再掲〕

地区ボラセンでの個別支援活動を強化するとともに、既に支え合い活動に取り組む地域の団体との連携も進め、住民相互による支え合い活動の充実に努めます。

(5) 災害に備える地域づくりの促進

施策の方向性

大規模災害が発生した場合、時間的・物理的限界があり、行政による公的救助・支援のみでは災害時要援護者が迅速かつ安全に避難等を行うことができません。このため、自主防災組織を含めた地域における支援体制の充実に取り組みます。

また、地域における支援体制の充実のためには日ごろからの交流が不可欠です。このため、地域における支援者への情報共有の仕組みづくりや防災訓練等を活用した顔の見える関係づくりを進めます。

市社会福祉協議会の取り組み

■市との協定に基づき、災害時ボランティアセンターの設置・運営を行います。

□災害時ボランティアセンター運営検討会の開催(会議の開催)(ボランティアセンター)

市域が大規模災害で被災した際の災害時ボランティアセンター設置に備えて、市との協定に基づき、横須賀市災害対策本部のボランティア班を担う市、横須賀災害ボランティアネットワーク、市社協の三者が協働してセンター運営を行えるよう検討会を開催します。

□災害時ボランティアセンター設置運営訓練の実施(ボランティアセンター)

市域の大規模災害での被災想定に基づく災害時ボランティアセンターの設置運営訓練を実施するとともに、災害時ボランティアセンターの運営等に必要な資機材を調達します。



災害時ボランティアセンター設置運営訓練の様子

□横須賀災害ボランティアネットワーク事務局(ボランティアセンター)

横須賀災害ボランティアネットワークの主体的活動への支援のため、事務局を担います。

■災害ボランティアの養成及び災害時ボランティアセンターの機能向上に努めます。

□災害時ボランティアセンター運営検討会の開催(マニュアルの見直し)(ボランティアセンター)

市域が大規模災害で被災した際に備えて導入した「災害時ボランティアセンター運営支援システム」を効果的に運用できるよう、「災害時ボランティアセンター設置運営マニュアル」を見直します。

2 包括的・継続的な支援体制の充実

(1) 福祉の各分野における相談支援体制の強化

施策の方向性

高齢者、障害者、子ども・子育て等といった属性や生活困窮、虐待、ひきこもり、性的マイノリティ(LGBTQ+)、自殺、孤独死・孤立死等に係る既存の相談支援体制の充実や各相談窓口の連携強化を図ります。

一般就労が困難な在宅障害者の就労について、相談に応じながら引き続き推進します。

生活困窮世帯等に対し、引き続き自立のための相談支援を行うとともに貧困の連鎖の防止に努めます。

市社会福祉協議会の取り組み

■生活福祉資金貸付の相談・支援のほか、各種機関や団体等と連携して、利用できる制度の案内や情報提供を行います。

□生活福祉資金貸付事業(自立支援)(地域福祉課)

世帯の自立支援を図るため、生活の維持が困難になった世帯(総合支援資金)、低所得者世帯や高齢者・障害者世帯(福祉資金)、高校・大学などへの進学や通学の経費を必要とする世帯(教育支援資金)、自宅に住み続けたい高齢者世帯(不動産担保型生活資金)に対し、資金の貸付や必要な援助を行います。

表2 生活福祉資金貸付等件数 (各年度末現在)

年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
相談(件)	1,877	1,560	7,596	3,825	1,364
申請(件)	7	16	6,202	4,197	735
貸付(件)	313	284	294	265	273

※令和2年3月～令和4年9月の新型コロナウイルス感染症による特例貸付を含む

□たすけあい資金貸付事業(地域福祉課)

地域福祉の推進に資するため、低所得者世帯等の生活支援を行うとともに、緊急一時的に生計の維持が困難となった低所得者世帯等に対し、地区社協及び市福祉事務所で簡便な方法で小口資金を貸し付けます。

■職員の人事交流のほか、財源、人材育成などの支援や協力体制など行政との連携強化を図ります。

□法人運営事業(職員の人事交流)(総務課)

地域福祉に関する施策の推進に必要な組織力の向上を図るため、市と市社協が相互に職員を派遣するなど人事(職員)交流を進めます。

□法人運営事業(職員の人材育成)(総務課)

市社協職員の資質向上や見識を広めるなど職員育成のため、市が実施する職員研修への参加について検討を進めるとともに、職員の福祉分野に関する資格取得を奨励・支援します。

(2) 家族丸ごとの相談支援体制の拡充

施策の方向性

世代や属性を超えて多様化する課題や、制度のはざまにあるさまざまな困りごとを抱える人の課題解決のため、家族の困りごとを丸ごと受け止めることができる相談支援体制を拡充します。

市社会福祉協議会の取り組み

■「よこすか社協だより」やホームページなどさまざまな広報媒体により福祉制度や相談窓口の情報提供を行い、困りごとを抱えている人が適切に相談できるよう相談支援を行います。

□ 企画・広報事業(総務課)

「よこすか社協だより」や市社協ホームページから広く情報を提供するとともに、各種制度や各種相談等について随時広報します。また、市社協ホームページからも相談を受け付けます。

□ 日常生活自立支援事業、成年後見事業(情報発信)(あんしんセンター)

日常生活自立支援事業や成年後見事業に関するサービスの情報発信とともに、市社協ホームページからも権利擁護に関する相談を受け付けます。

□ ボランティア活動の相談・登録・調整(相談支援)(ボランティアセンター)〔再掲〕

ボランティアによる支援を希望する相談のうち、ボランティアで対応できないニーズについても相談者の課題解決に向けて一緒に問題を整理し、他機関と連携を取りながら、適切な制度・サービスの窓口や相談機関等につながるよう相談支援を行います。

表3 ボランティアセンターでの相談件数

年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
相談(件)	3,244	2,911	2,118	1,810	1,845

表4 ボランティア登録数

年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
個人(人)	235	275	265	266	354
団体(団体)	127	132	125	122	124

■ 認知症高齢者、精神・知的障害者等の自立支援や成年後見制度の利用などによる権利擁護のための支援を進めます。

□ 日常生活自立支援事業(あんしんセンター)

認知症高齢者、精神・知的障害者等の権利擁護及び自立生活のため、福祉サービス利用援助・日常的金銭管理サービス及び書類等預かりサービス等を提供します。また、相談の内容により必要な場合は成年後見制度の利用などにつなげます。

表5 日常生活自立支援事業契約状況 (令和4年度末現在)

サービス 内容 利用者	福祉サービス利用援助・ 日常的金銭管理サービス						書類等預かりサービス					
	新規契約		解約		年度末現数		新規契約		解約		年度末現数	
高齢者(件) (概ね65歳以上)	4	(3)	5	(3)	15	(15)						
障害者	知的(件)	0	(0)	2	(1)	11	(2)					4 (0)
	精神(件)	3	(2)	0	(0)	19	(15)					
	身体(件)											
その他(件)					1	(1)						
合計(件)	7	(5)	7	(4)	46	(33)	0	(0)	0	(0)	4	(0)

※()の数字は、うち生活保護受給者数を表す

□よこすか市民後見人等運営事業(事業の推進)(あんしんセンター)

成年後見制度の適切な利用促進を図るとともに、制度利用者の増加に対応するため、よこすか市民後見人の養成及び活用を行います。また、よこすか市民後見人が安全・適切に活動できるよう管理・支援します。

表6 よこすか市民後見人養成研修修了者数

年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
修了者数(人)	8	13	中止	12	7

□成年後見事業(後見等監督人)(あんしんセンター)

よこすか市民後見人が後見人等を受任している事件について、裁判所の職権選任により市社協が後見等監督人を受任し、よこすか市民後見人の後見等事務の監督や相談に対応します。

表7 市民後見人の後見人等受任状況 (各年度末現在)

年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
件数(件)	21	22	31	32	28

(3)アウトリーチ支援の拡充

施策の方向性

「ヤングケアラー」やひきこもりなど困りごとを抱えながら自ら相談に行くことができない人、そもそも困っている実感が無いなどといった顕在化しにくい課題を抱えている人がいます。

潜在的な困りごとを抱えた人に気付くことができるよう地域の見守り体制を強化するとともにアウトリーチ支援を拡充し、必要な人に必要なサポートが届くよう継続的な支援を行います。

市社会福祉協議会の取り組み

■横須賀あんしんセンターによる訪問、生活福祉資金など各種相談、民生委員児童委員活動などの中で気づいたケースについて、福祉施設・関係機関や行政とともに支援方法を検討します。

□生活福祉資金貸付事業(自立支援)(地域福祉課)[再掲]

世帯の自立支援を図るため、生活の維持が困難になった世帯(総合支援資金)、低所得者世帯や高齢者・障害者世帯(福祉資金)、高校・大学などへの進学や通学の経費を必要とする世帯(教育支援資金)、自宅に住み続けたい高齢者世帯(不動産担保型生活資金)に対し、資金の貸付や必要な援助を行います。

□たすけあい資金貸付事業(地域福祉課)[再掲]

地域福祉の推進に資するため、低所得者世帯等の生活支援を行うとともに、緊急一時的に生計の維持が困難となった低所得者世帯等に対し、地区社協及び市福祉事務所で簡便な方法で小口資金を貸し付けます。

□日常生活自立支援事業、よこすか市民後見人等運営事業(訪問・支援)(あんしんセンター)

日常生活自立支援事業の福祉サービス利用援助・日常的金銭管理サービスにおける生活支援員やよこすか市民後見人による訪問を通じて、潜在的な問題や課題の発見に努め、必要なサポートができるよう支援を行います。

■各種福祉制度や相談窓口を周知するとともに、困りごとを抱えている人が相談しやすい環境を作ります。

□生活福祉資金貸付事業(自立支援)(地域福祉課)[再掲]

世帯の自立支援を図るため、生活の維持が困難になった世帯(総合支援資金)、低所得者世帯や高齢者・障害者世帯(福祉資金)、高校・大学などへの進学や通学の経費を必要とする世帯(教育支援資金)、自宅に住み続けたい高齢者世帯(不動産担保型生活資金)に対し、資金の貸付や必要な援助を行います。

□たすけあい資金貸付事業(地域福祉課)[再掲]

地域福祉の推進に資するため、低所得者世帯等の生活支援を行うとともに、緊急一時的に生

計の維持が困難となった低所得者世帯等に対し、地区社協及び市福祉事務所で簡便な方法で小口資金を貸し付けます。

□日常生活自立支援事業、よこすか市民後見人等運営事業(周知・啓発)(あんしんセンター)
日常生活自立支援事業や成年後見制度の周知・啓発のため、地域等からの要望に応じて、自治会、町内会、グループ等の会合での説明及び意見交換等を実施します。

□ボランティア活動の相談・登録・調整(相談支援)(ボランティアセンター)[再掲]
ボランティアによる支援を希望する相談のうち、ボランティアで対応できないニーズについても相談者の課題解決に向けて一緒に問題を整理し、他機関と連携を取りながら適切な制度・サービスの窓口や相談機関等につながるよう相談支援を行います。

(4) 権利擁護の取り組みの支援【横須賀市成年後見制度利用促進基本計画】

施策の方向性

虐待を重大な人権侵害として捉え、虐待を受けている人の属性に捉われることなく早期発見と迅速な問題解決に努めます。

また、病気、事故等による障害などの理由によってご自身で意思決定することに不安がある人の意思決定の支援や、決定された意思や権利の尊重、財産を守るための環境整備と、保護者や地域の支援者等への普及啓発を図り、担い手の支援を進めます。

各種相談窓口等との連携を推進し、高齢者や障害者等が住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができるよう権利擁護支援チームによる円滑な支援を目指します。

成年後見制度の法人後見支援事業について、現状を分析し、どうすれば整備できるかの検討を進めます。

市社会福祉協議会の取り組み

■ 認知症高齢者、精神・知的障害者等の自立支援や成年後見制度の利用などによる権利擁護のための支援を進めます。

□ 日常生活自立支援事業(あんしんセンター)〔再掲〕

認知症高齢者、精神・知的障害者等の権利擁護及び自立生活のため、福祉サービス利用援助・日常的金銭管理サービス及び書類等預かりサービス等を提供します。また、相談の内容により必要な場合は成年後見制度の利用などにつなげます。

□ よこすか市民後見人等運営事業(事業の推進)(あんしんセンター)〔再掲〕

成年後見制度の適切な利用促進を図るとともに、制度利用者の増加に対応するため、よこすか市民後見人の養成及び活用を行います。また、よこすか市民後見人が安全・適切に活動できるよう管理・支援します。

□ 成年後見事業(後見等監督人)(あんしんセンター)〔再掲〕

よこすか市民後見人が後見人等を受任している事件について、裁判所の職権選任により市社協が後見等監督人を受任し、よこすか市民後見人の後見等事務の監督や相談に対応します。

□ 【新】法人後見事業(後見人等の受任)(あんしんセンター)

市社協の幅広い福祉関係者とのネットワーク等を活かし、市社協が法人として後見人等を受任し、後見制度利用者がメリットを実感できるよう、財産管理のみならず、意思決定支援や身上保護も重視した後見事業を実施します。

■ 市から事業を受託し、「横須賀あんしんセンター」において、権利擁護の担い手として市民後見人の養成と活動支援を行います。

□よこすか市民後見人等運営事業(養成講座の開催)(あんしんセンター)

成年後見制度の社会的需要に対応するため、社会貢献への意欲や倫理観が高い市民の参画を広く求め、市民が後見人等を担えるよう、よこすか市民後見人を養成します。

■権利擁護についての情報発信を行うとともに、困りごとを抱えている人が相談しやすい環境を作ります。

□日常生活自立支援事業(あんしんセンター)[再掲]

認知症高齢者、精神・知的障害者等の権利擁護及び自立生活のため、福祉サービス利用援助・日常的金銭管理サービス及び書類等預かりサービス等を提供するとともに、相談の内容により必要な場合は成年後見制度の利用などにつなげます。

□よこすか市民後見人等運営事業(相談)(あんしんセンター)

成年後見制度の利用を検討している人や主に福祉関係者を対象として、窓口や電話のほか、市社協ホームページからも相談を受け付けます。

□【新】法人後見事業(相談)(あんしんセンター)

困りごとを抱えている人が成年後見制度の適切な利用を早期に検討することができるよう、市社協の幅広い福祉関係者とのネットワーク等を活かして情報を共有するとともに、窓口や電話のほか、市社協ホームページからも相談を受け付けます。

■物事の判断が困難である人が地域において自立した生活を送れるよう、利用者との契約に基づき、日常の金銭の管理や福祉サービスの利用援助等を行います。

□日常生活自立支援事業(あんしんセンター)[再掲]

認知症高齢者、精神・知的障害者等の権利擁護及び自立生活のため、福祉サービス利用援助・日常的金銭管理サービス及び書類等預かりサービス等を提供するとともに、相談の内容により必要な場合は成年後見制度の利用などにつなげます。

□よこすか市民後見人等運営事業(事業の推進)(あんしんセンター)[再掲]

成年後見制度の適切な利用促進を図るとともに、制度利用者の増加に対応するため、よこすか市民後見人の養成及び活用を行います。また、よこすか市民後見人が安全・適切に活動できるよう管理・支援します。

□成年後見事業(後見等監督人)(あんしんセンター)[再掲]

よこすか市民後見人が後見人等を受任している事件について、裁判所の職権選任により市社協が後見等監督人を受任し、よこすか市民後見人の後見等事務の監督や相談に対応します。

(5) 防犯・再犯防止に関する取り組みの推進【横須賀市再犯防止推進計画】

施策の方向性

地域団体や関係機関等と連携して、防犯活動と防犯意識の高揚に取り組みます。とりわけ犯罪をした人等が、再び罪を犯すことなく社会に復帰できるよう、再犯防止や更生保護について地域の理解を深めるとともに、更生保護諸活動を行う民間協力者の活動を支援し、関係機関等と連携して、支援を必要とする人を適切な保健医療・福祉サービスにつなげ、安全で安心して暮らせる地域社会の実現を目指します。

市社会福祉協議会の取り組み

■ 民生委員児童委員の支援と保護司の協力を得て、矯正施設出所後の生活の安定に向けた資金貸付の相談等に応じます。

□生活福祉資金貸付事業(保護司等との連携)(地域福祉課)

民生委員児童委員や保護司と連携し、生活福祉資金貸付制度の周知や理解を促進することにより、相談しやすい環境を整えます。

■ 各地区において、横須賀保護司会等と連携して“社会を明るくする運動”関連行事を開催し、再犯防止等について地域での理解促進に取り組みます。

□【重】地区社協活動支援事業(保護司との連携)(地域福祉課)

犯罪・非行防止と更生・再犯防止の理解を深め、犯罪や非行のない安全・安心な明るい地域社会を築くため、地区社協と更生保護活動の連携を推進し、各地区における「社会を明るくする運動」等の開催を促進します。

■ 市社会福祉協議会の保護司部会を通して横須賀保護司会の活動を支援します。

□保護司部会への助成・支援(地域福祉課)

市社協保護司部会を通じて横須賀保護司会へ助成するとともに、会議、研修、相談(面接)等に必要な会議室や相談室を貸し出し、横須賀保護司会の運営や活動を支援します。

3 多様な担い手の育成・参画の推進

(1) 地域福祉の担い手の育成・参画の推進

施策の方向性

住み慣れた地域で安心して暮らしていくためには、地域住民自身が地域福祉の担い手の一人として主体的に関わる中で困りごとを地域で解決することも重要です。

住民一人ひとりが自らの意欲・関心に応じて、自分の能力を生かして地域で活躍することができるよう、担い手の育成・参画の推進や、次世代の担い手への継承を支援します。

市社会福祉協議会の取り組み

■よこすかボランティアセンターにおいて、ボランティアの育成、活動の周知、ボランティア活動のマッチングを行います。

□ボランティア活動の相談・登録・調整(普及・啓発)(ボランティアセンター)

ボランティア活動の普及・啓発のため、ボランティア活動者と依頼者の需給調整、当事者等からの相談、ボランティア登録、活動報告の取りまとめ及び活動の広報を行います。

□ボランティア相談員・コーディネーター研修会等の開催(ボランティアセンター)[再掲]

地区ボラセンのボランティア相談員やコーディネーター等のスキルアップを図るとともに、日頃の活動や課題を共有し、地区ボラセンが相互連携することを目的とした研修会や情報交換会を開催します。

□ホームページによる情報提供事業(ボランティアセンター)

ボランティアの募集、講座・講演会・イベント情報など、ボランティアセンターの事業や情報を市社協ホームページから発信します。

□【重】ボランティア養成講座の開催(ボランティアセンター)

必要としているボランティアのニーズに基づくボランティアの育成や発掘、活動者のスキルアップのための養成講座を開催するとともに、養成講座修了者による組織化やその後の活動につながる支援を行います。

■ボランティア団体相互の情報交換の場を設置するなど、参加促進に向けた取り組みを行います。

□ボランティアセンター連絡会議の開催(地域福祉課)

各地区ボラセンの相互連絡、情報共有、活性化のための連絡会議を開催します。

□横須賀市ボランティア連絡協議会事務局(ボランティアセンター)

ボランティアセンターの登録ボランティア(個人・グループ)で構成する横須賀市ボランティ

ア連絡協議会の主体的活動を支援するための事務局を担います。

■さまざまな広報媒体で地域のボランティア活動の情報発信を行います。

□ボランティアニュースの発行(ボランティアセンター)

登録ボランティアや地区ボラセン、学校や企業等のボランティア活動活性化のため、福祉やボランティア活動に関するイベントや取組、登録ボランティアの活動などを紹介するボランティアニュースを定期的に発行します。

□ボランティア活動啓発冊子の発行(ボランティアセンター)

ボランティア活動への関心の向上や活動の活性化を促進するため、ボランティア活動に関する情報冊子を発行します。

□ホームページによる情報提供事業(ボランティアセンター)〔再掲〕

ボランティアの募集、講座・講演会・イベント情報など、ボランティアセンターの事業や情報を市社協ホームページから発信します。



ボランティアニュース

(2) 地域福祉に関わる専門職等の確保・養成

施策の方向性

複合化・複雑化した福祉課題に対応するため、福祉事業所等の合同企業説明会への参加支援などの人材確保及び福祉分野の専門職等に対する研修の充実に取り組みます。

また、福祉分野に関わる専門職等が安心して働くことができるよう、職場環境の整備に関する支援に取り組みます。

市社会福祉協議会の取り組み

■さまざまな地域資源と連携した事業を展開するため、これまで以上に各地区等の事業や行事に積極的に参加し、顔の見える関係づくりを進めます。

□18 地区社協活動支援事業(地域福祉課)

市社協職員が地区社協の実施する事業や行事に積極的に参加するなど、これまで以上にお互いに顔の見える関係づくりの構築を進めます。また、地区ボラセン活動の活性化のため、企画・運営から積極的にに関わり、活動に参加します。

■職員への福祉分野に関する研修の実施や資格取得を奨励し支援します。

□法人運営事業(職員の人材育成)(総務課)〔再掲〕

市社協職員の資質向上や見識を広めるなど職員育成のため、市が実施する職員研修への参加について検討を進めるとともに、職員の福祉分野に関する資格取得を奨励・支援します。

■福祉分野の人材育成のための事業を展開します。

□【新】施設実習紹介事業(地域福祉課)

福祉分野の大学、専門学校等のカリキュラムとして学生が行う施設実習について、施設部会を通じて実習生を募集する会員施設を学校や学生に紹介し、施設実習が円滑に行われるよう支援します。

□横須賀市保育会事務局支援(地域福祉課)

保育士を養成する大学や専門学校等と市保育会会員施設の連携を推進し、次代の保育士を担う学生から望まれる施設や施設側が望む学生像について相互理解を深めるため、懇談会等の企画・運営・開催をサポートする市保育会事務局を支援します。

■福祉分野の学生のための実習やインターンシップ等を積極的に受け入れます。

□実習生の受入(総務課)

福祉分野での人材育成のため、社会福祉士等の資格取得を目指す実習生の積極的な受け

入れとともに、実習生受け入れのために必要な市社協職員の社会福祉士実習指導者講習会の受講を推進します。

(3) 福祉団体の活動の支援

施策の方向性

地域の多様な福祉団体の活動の周知等を支援していきます。

また、本市における地域福祉の中心的な役割を果たす市社会福祉協議会について、運営支援を行うとともに情報共有や活動の支援を行います。

なお、市社会福祉協議会では、地域福祉推進のために活用されている「赤い羽根共同募金」等の共同募金事業を引き続き推進していきます。

市社会福祉協議会の取り組み

■地域福祉の拠点として、地区社会福祉協議会、地区ボランティアセンターを引き続き支援します。

□地区社協部会の開催(地域福祉課)〔再掲〕

各地区の課題解決の方策を検討するとともに、相互の連絡を図り、調査研究や情報交換などにより地区社協活動をより活性化するため、地区社協部会を開催します。

□【重】地区社協活動支援事業(活動への支援)(地域福祉課)〔再掲〕

「今後の地区ボラセンのあり方」に関するヒヤリングやミーティングの実施、身近な地域において交流や仲間づくりができる「ふれあい・いきいきサロン」への支援など、地区社協の活動拠点となる地区ボラセンの活動を支援します。

□地区社協育成費の助成(地域福祉課)〔再掲〕

地区社協の運営及び事業の安定を図るため、地区社協育成費として地域活動事業費の補完や事務経費を助成します。

□地域活動事業費の助成(地域福祉課)〔再掲〕

地域福祉推進のため、各地区社協の事業・活動に係る経費を助成します。

□【重】地区ボラセン活動育成事業(経費への助成)(地域福祉課)〔再掲〕

地区ボラセンの運営費、家賃等借上料、移転に伴う拠点整備費を助成します。

□ボランティアセンター連絡会議の開催(地域福祉課)〔再掲〕

各地区ボラセンの相互連絡、情報共有、活性化のための連絡会議を開催します。

□横須賀市ボランティア連絡協議会への助成(ボランティアセンター)

ボランティア活動の活性化のため、横須賀市ボランティア連絡協議会へ運営や活動に必要な経費の一部を助成します。

■ボランティアの養成及びボランティア活動に関する周知啓発を行います。

□【重】ボランティア養成講座の開催(ボランティアセンター)〔再掲〕

必要としているボランティアのニーズに基づくボランティアの育成や発掘、活動者のスキルアップのための養成講座を開催するとともに、養成講座修了者による組織化やその後の活動につながる支援を行います。

□ハンディキャブ等による送迎サービス事業(福祉有償運送事業)(ボランティアセンター)

ハンディキャブ「よこすか」(ボランティアグループ)の協力により外出困難な高齢者や心身障害者等の車輻送迎を行います。また、ボランティア活動者と利用者の双方のニーズに基づく今後の事業のあり方について検討します。



ハンディキャブ「よこすか」の車両

□ボランティア活動の相談・登録・調整(普及・啓発)(ボランティアセンター)〔再掲〕

ボランティア活動の普及・啓発のため、ボランティア活動者と依頼者の需給調整、当事者等からの相談、ボランティア登録、活動報告の取りまとめ及び活動の広報を行います。

□ボランティア相談員・コーディネーター研修会等の開催(ボランティアセンター)〔再掲〕

地区ボラセンのボランティア相談員やコーディネーター等のスキルアップを図るとともに、日頃の活動や課題を共有し、地区ボラセンが相互連携することを目的とした研修会や情報交換会を開催します。

□福祉用具等貸出事業(ボランティアセンター)

ボランティア団体や当事者団体等が利用できる活動室、けがや病気で一時的に歩行が困難になった方の社会参加や日常生活のための車いす、また、物づくり、まちづくり、人づくりに寄与するための高齢者疑似体験セット、福祉活動促進のための視聴覚資機材(アンプスピーカーやビデオ等)の貸し出しを行います。

□布おもちゃ・布えほん製作貸出事業(ボランティアセンター)

障害の有無や世代を問わず、その状況に応じた遊び方ができる布おもちゃ・布えほんを製作し、広く一般に貸し出しを行います。

□布おもちゃ親子サロン「ポケットひろば」の開催(ボランティアセンター)

未就学児やその保護者が安全・安心な布おもちゃや布えほんで遊ぶことができるサロンを開催します。また、布おもちゃ親子サロン「ポケットひろば」に加え、移動が困難な親子に向けた出張サロンの開催など子育て中の悩みや不安などを共有できる場づくりを進めます。

□おもちゃの病院の開設(ボランティアセンター)

子どもたちの「物を大切に作る心」の醸成やシニア世代を中心としたボランティア活動への参加の機会として、壊れたおもちゃを修理するおもちゃの病院を開設します。

□当事者団体等育成事業(ボランティアセンター)

社会連帯の意識醸成など当事者団体の組織強化のため、高齢者、障害者、子ども、ひとり親世帯、在留資格を持つ外国人など何らかの生活課題を抱えた当事者が組織化できるよう相談・支援を行います。なお、当事者の会及び家族会の活動の周知に積極的に協力し、顔の見える関係づくりを進め、活動に参加しているボランティアとの交流を持つことで、当事者と家族の孤立を防ぎます。

■さまざまな広報媒体で地域福祉活動の情報発信を行います。

□ボランティアニュースの発行(ボランティアセンター)〔再掲〕

登録ボランティアや地区ボラセン、学校や企業等のボランティア活動活性化のため、福祉やボランティア活動に関するイベントや取組、登録ボランティアの活動などを紹介するボランティアニュースを定期的に発行します。

□ボランティア活動啓発冊子の発行(ボランティアセンター)〔再掲〕

ボランティア活動への関心の向上や活動の活性化を促進するため、ボランティア活動に関する情報冊子を発行します。

□ホームページによる情報提供事業(ボランティアセンター)〔再掲〕

ボランティアの募集、講座・講演会・イベント情報など、ボランティアセンターの事業や情報を市社協ホームページから発信します。

■地区ボランティアセンターへの「ワンコインボランティア」の導入を検討します。

□【新】【重】住民参加型在宅福祉サービス活動推進事業(地域福祉課)

地区ボラセンにおける個別支援活動の充実を図るため、現行の無償・無給のボランティア活動を軸に、有償の助け合い活動の導入について検討し、地区のニーズに応じて導入を進めていきます。

■共同募金への理解を広く促進し、地域住民をはじめ、さまざまな法人、機関、団体等の理解と参加による共同募金事業を展開します。

- 共同募金運動の推進(地域福祉課)
共同募金運動を広く周知・啓発し、運動を推進します。

表8 共同募金実績額等の状況

年 度	平成 30 年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
募金件数(件)	108, 201	108,128	106,792	107,782	106, 181
募金実績額(円)	69, 764, 796	69,213,878	64,036,039	64,673,091	61, 563, 628

- 年末たすけあい援護費(地域福祉課)
助成団体の活動強化及び地域の生活課題への対応を重点とした地域福祉の推進のため、共同募金配分金を地域へ配分します。

表9 年末たすけあい募金の地区・施設等への配分状況

年 度	平成 30 年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
配分件数(件)	107	91	85	80	80
配分実績額(円)	27, 905, 918	27,685,551	25,614,416	25,869,236	24, 625. 451

- 神奈川県共同募金会横須賀市支会事務局(地域福祉課)
社会福祉法人神奈川県共同募金会の支会として、共同募金運動の目的達成のため、神奈川県共同募金会が定める諸計画及び募金活動を実施するための支会事務局を担います。



共同募金運動(街頭募金)の様子

■職員の人事交流のほか、財源、人材育成などの支援や協力体制など、市との連携強化を図ります。

- 法人運営事業(職員の人事交流)(総務課)〔再掲〕
地域福祉に関する施策の推進に必要な組織力の向上を図るため、市と市社協が相互に職員を派遣するなど人事(職員)交流を進めます。
- 法人運営事業(職員の人材育成)(総務課)〔再掲〕
市社協職員の資質向上や見識を広めるなど職員育成のため、市が実施する職員研修への参加について検討を進めるとともに、職員の福祉分野に関する資格取得を奨励・支援します。

4 心のバリアフリーの促進

(1)他者に対する思いやりの心の醸成

施策の方向性

学校教育における総合的な学習の時間等を利用して福祉教育を推進します。

また、社会福祉施設等と連携を図りながら、福祉体験の場を身近にし、子どものころから福祉意識を育てる環境づくりを進めます。

このような福祉教育・体験などを通して心のバリアフリーの普及・啓発を図ることで他者に対する思いやりの心を醸成します。

市社会福祉協議会の事業・取組

■福祉施設等と連携を図りながら、福祉体験の場や機会を提供します。

□福祉のまちづくり出張トーク(ボランティアセンター)

市社協の事業への理解・参加の促進や地域との福祉のまちづくりを考える機会とするため、事業をはじめ地域福祉やボランティア活動などについて、職員からの講話や意見交換などを実施します。

□【新】【重】福祉体験・学習事業(ボランティアセンター)

福祉体験を希望する高校生・大学生等を対象に、地域の社会福祉施設等を利用する高齢者や障害者、乳幼児とのふれあいの中から、命の尊さや福祉課題を知り、「ともに生きる心」について考え、地域社会の一員として自らの果たせる役割を学習します。福祉体験・学習の実施に向けては、市社協、施設、学校が意見交換を行うなど、共通認識のもと三者協働で事業を進めていきます。

■小・中・高等学校ボランティアスクール等を通して、地域の多様な人との交流の場を提供します。

□【重】小・中・高等学校ボランティアスクールの実施(ボランティアセンター)

小・中・高等学校の児童・生徒を対象にボランティア活動の社会的意味やその関連領域についての関心の向上とともに、児童・生徒一人ひとりが地域において自分自身で何ができるかを考えるきっかけづくりとすることを目的として実施します。また、手話、要約筆記、点字、視覚障害者誘導法、車椅子、障害当事者の講話、赤い羽根共同募金のメニューに加えて、福祉施設職員による講話など新たなメニューの導入を検討します。

表 10 小・中・高等学校ボランティアスクール実施状況

年度	平成 30 年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
学校数(校)	26	25	6	9	19
回数(回)	80	86	17	25	58
延受講者数(人)	5, 283	6,229	1,789	1,972	3, 853

■身近な福祉を体験できるイベントを実施します。

□「やさしさ広がれ」ふれあいフェスティバルの開催(地域福祉課)〔再掲〕

市民への福祉への関心・意識の向上や福祉施設・団体の参画による連携推進のため、連帯感のあるあたたかい福祉のまちづくりを目的に、年齢や障害の有無に関わらず、誰もが参加でき、一緒に楽しむことができるイベントとして、市民協働による「やさしさ広がれ」ふれあいフェスティバルを開催します。なお、フェスティバルの初開催から長年が経過することから、現在のニーズに合った新たなフェスティバルの方向性や実施方法、実行委員会のあり方等について検討を進めます。

□【新】【重】福祉体験・学習事業(ボランティアセンター)〔再掲〕

福祉体験を希望する高校生・大学生等を対象に、地域の社会福祉施設等を利用する高齢者や障害者、乳幼児とのふれあいの中から、命の尊さや福祉課題を知り、「ともに生きる心」について考え、地域社会の一員として自らの果たせる役割を学習します。福祉体験・学習の実施に向けては、市社協、施設、学校が意見交換を行うなど、共通認識のもと三者協働で事業を進めていきます。

(2)ソーシャルインクルージョンの促進

施策の方向性

地域で暮らすさまざまな人が年齢、性別、国籍、障害の有無、性自認等に関わらず、一人ひとり個性が尊重され、自分らしく暮らすことができるよう、多様性を尊重する地域社会づくりを進めます。相互理解を深めることができるよう交流会などを実施します。

市社会福祉協議会の取り組み

■身近な相談者となりうる職員がソーシャルインクルージョンに関する正しい知識を習得できるよう研修等に参加する機会を作ります。

□法人運営事業(職員の人材育成・研修等への参加)(総務課)

市社協職員の資質向上や見識を広めるなど職員育成のため、市が実施する職員研修への参加について検討を進めるとともに、職員の福祉分野に関する資格取得を奨励・支援します。また、民間等が実施する各種研修等へ積極的に参加します。

■障害者団体と地区社会福祉協議会とで協力し、障害者と地域住民の顔が見える関係性づくりに努めます。

□【重】地区社協活動支援事業(交流促進)(地域福祉課)

障害の有無にかかわらず同じ地域住民として交流し、相互理解を深めることを目的として取り組む地区社協の交流行事やふれあい行事の開催を促進します。

(3) 新たな情報共有の仕組みづくりの推進

施策の方向性

情報発信の在り方を見直し、高齢者、障害者を含め誰もが、その人に合った手段・方法で必要な時に必要な情報を共有できる仕組みづくりを推進します。

市社会福祉協議会の取り組み

■地域における手話サークルなどと支援を必要とする人のマッチングを行います。

□情報アクセシビリティ※への取組（ボランティアセンター）

ホームページ等でアクセシビリティに配慮しながら、情報を必要とする一人ひとりに必要なボランティア活動の情報発信を行い、必要な支援につなげます。

※情報アクセシビリティ

高齢者や障害者などあらゆる人がパソコンや Web ページなどの情報資源の不自由のない利用しやすさのこと

■ホームページ等を利用した地域における福祉に係る情報発信・情報提供・情報共有を進めます。

□ホームページによる市社協の情報提供（総務課）

地域福祉推進のための広報事業として、市社協の運営・事業などをホームページからさまざまな情報を提供します。



市社協ホームページ

□社協だよりの発行（総務課）

市社協の運営・事業に関する情報や地域福祉推進のための必要な情報を広報・啓発・情報提供する「よこすか社協だより」を定期的に発行します。

□社協リーフレットの作成・配布（総務課）

広報事業として、市社協の運営・事業に関する情報を中心としたリーフレットを作成し、窓口来所者や関係者などへ配付します。

■よこすかボランティアニュースやホームページ等を利用した地域のボランティア活動の情報発信を行います。

□ホームページによる市社協の情報提供(総務課)〔再掲〕

地域福祉推進のための広報事業として、市社協の運営・事業などをホームページからさまざまな情報を提供します。

□ボランティアニュースの発行(ボランティアセンター)〔再掲〕

登録ボランティアや地区ボラセン、学校や企業等のボランティア活動活性化のため、福祉やボランティア活動に関するイベントや取組、登録ボランティアの活動などを紹介するボランティアニュースを定期的に発行します。

□ボランティア活動啓発冊子の発行(ボランティアセンター)〔再掲〕

ボランティア活動への関心の向上や活動の活性化を促進するため、ボランティア活動に関する情報冊子を発行します。

□ホームページによる情報提供事業(ボランティアセンター)〔再掲〕

ボランティアの募集、講座・講演会・イベント情報など、ボランティアセンターの事業や情報を市社協ホームページから発信します。

第6章 主要プロジェクト

本アクションプランの計画期間内で事業や取組を実施することにより地域福祉全体が持続的に推進していくことにつながる重要な分野を「主要プロジェクト」として設定します。

主要プロジェクト1 権利擁護制度の推進

関連する「施策の方向性」	2- (2) 家族丸ごとの相談支援体制の拡充 2- (3) アウトリーチ支援の拡充 2- (4) 権利擁護の取り組みの支援
主な関連事業	①日常生活自立支援事業 ②よこすか市民後見人等運営事業 ③成年後見事業 ④【新】法人後見事業
期待される事業の効果	認知症高齢者、精神・知的障害者等の権利擁護及び自立生活のため、福祉サービス利用援助・日常的金銭管理サービス及び書類等預かりサービス等を提供することにより、本人の社会生活の確立や家族・施設の負担軽減に寄与するとともに、必要に応じて、本人にとって成年後見制度など、より適切な他の福祉サービスにつなげることを可能とします。 成年後見制度の適切な利用促進を図ることにより、後見人を必要とする人の人権擁護を行うとともに、よこすか市民後見人の養成及び活用により、後見制度の拡充・拡大に寄与します。
事業の指標	①日常生活自立支援事業のサービスの利用を希望する待機者の待機期間を短縮するとともに待機者数をゼロにします(令和4年度末現在 37 人)。 ②日常生活自立支援事業のサービス利用の契約件数を 75 件(令和4年度末現在 46 件)に増加します。 ③よこすか市民後見人の年間の新規受任件数を 12 件に増加します(令和4年度5件)。 ④よこすか市民後見人の養成人数を毎年度5人～8人を確保します。 ⑤新たに実施する法人後見事業の受任件数を 15 件とします。
主な事業スケジュール	〈令和6年度〉 日常生活自立支援事業の実施方法の改善を図るとともに、専門員を増員し、サービス利用を希望する全ての待機者への面談及び対応を実施 〈令和7年度〉 法人後見事業の試行、日常生活自立支援事業のサービス利用者の拡大 〈令和8年度以降〉 法人後見事業の本格実施

主要プロジェクト2 地区社協への支援・協力の推進

<p>関連する 「施策の方向性」</p>	<p>1－(1) 地域における支え合いの基盤づくりの促進 1－(3) 地域における交流の促進 1－(4) 地域における見守り体制の充実 3－(2) 地域福祉に関わる専門職等の確保・養成 3－(3) 福祉団体の活動の支援 4－(2) ソーシャルインクルージョンの促進</p>
<p>主な関連事業</p>	<p>① 社会福祉推進委員活動費の助成 ② 地区社協活動支援事業 ③ 地区社協育成費の助成 ④ 地域活動事業費の助成 ⑤ 地区ボラセン活動育成事業 ⑥ 18 地区社協活動支援事業 ⑦【新】【重】住民参加型在宅福祉サービス活動推進事業</p>
<p>期待される 事業の効果</p>	<p>地区社協への各種助成や支援を行い、地域における活動の活性化とともに、地区ボラセンの機能充実を図ることにより、民生委員児童委員や社会福祉推進委員等との連携・協力を得ながら、身近な地域福祉の推進に寄与します。</p>
<p>事業の指標</p>	<p>地区ボラセンにおける個別支援活動の充実を図り、支え合い団体と連携して地区内における住民相互の支え合い活動を進めていく地区ボラセンが6地区以上となるよう支援します。 ※18 地区中 12 地区で地区内に地域住民による生活支援活動団体・住民主体型訪問サービス実施団体(ケアプラン C に位置付け可能な団体)が活動</p>
<p>主な事業 スケジュール</p>	<p>〈令和6年度〉 地区社協が実施する会議や話し合いの場に市社協職員が積極的に参加することによる地域の実情把握、住民参加型在宅福祉サービス活動推進事業における有償活動の導入に向けた検討の開始 〈令和7年度〉 有償活動の試行 〈令和8年度以降〉 有償活動の本格実施</p>

主要プロジェクト3 福祉分野の人材育成と福祉体験・福祉教育の推進

<p>関連する 「施策の方向性」</p>	<p>3- (1) 地域福祉の担い手の育成・参画の推進 3- (2) 地域福祉に関わる専門職等の確保・養成 3- (3) 福祉団体の活動の支援 4- (1) 他者に対する思いやりの心の醸成</p>
<p>事業の内容</p>	<p>①【重】ボランティア養成講座の開催 ②【新】施設実習紹介事業 ③実習生の受入 ④【新】【重】福祉体験・学習事業 ⑤【重】小・中・高等学校ボランティアスクールの実施</p>
<p>期待される 事業効果</p>	<p>次世代を担う子どもたちへの福祉に関する興味・関心を持つきっかけとなる福祉体験・学習の機会や場の提供、学生を対象とした市社協への研修・実習の受け入れの推進を通じて、現在及び将来の福祉関係の仕事・活動に従事・参加する人の確保・増加が期待されます。 また、新たな事業の実施においては、市社協をはじめ、市内の施設、学校との意見交換を行うなど、関係施設・団体、行政などが連携・協力することにより、さらに事業効果を高めます。</p>
<p>事業の指標</p>	<p>神奈川県立保健福祉大学など近隣大学の学生を毎年1人以上の実習生として受け入れます。 ボランティア養成講座修了者の市社協ボランティアセンターへのボランティア登録が60%以上となるよう促します。 小・中・高等学校ボランティアスクールを毎年度50回以上実施します。</p>
<p>主な事業 スケジュール</p>	<p>〈令和6年度〉 施設実習紹介事業及び福祉体験・学習事業の実施に向けた関係施設・団体、学校等との意見交換等の実施 〈令和7年度〉 施設実習紹介事業及び福祉体験・学習事業の試行 〈令和8年度以降〉 施設実習紹介事業や福祉体験・学習事業の本格実施</p>

第7章 アクションプランの推進体制

1 事業や取組の進捗状況の把握・公表

本アクションプランで進めていく事業や取組全体について、定期的にその進捗状況を調査・把握し、公表することとします。

なお、基本目標に掲げたとおり、これらの事業や取組を継続的・発展的に持続させていくことが重要であるため、必要に応じて、事業内容や実施方法などを見直しながら進めていくこととします。

2 推進体制

事業や取組の進捗状況については、必要に応じて、市社協の理事会及び評議員会、市の福祉施策の諮問機関である横須賀市社会福祉審議会等に報告します。

さらに、市と連携・協力しながら、地域での意見交換会等を開催して地域住民の意見聴取を行うなど、地域と顔の見える関係づくりを進めます。

3 財源の確保等

事業や取組の推進にあたっては、財源の確保が重要です。

市や県社協からの助成金(補助金・交付金等)の確保、収入増や支出削減のための事業や取組の見直し、併せて、事務の簡易化や効率化とともにDX[※]化を推進します。

※DX(デジタルトランスフォーメーション(Digital Transformation))

企業がビジネス環境の激しい変化に対応し、データとデジタル技術を活用して、顧客や社会のニーズを基に、製品やサービス、ビジネスモデルを変革するとともに、業務そのものや、組織、プロセス、企業文化・風土を変革し、競争上の優位性を確立すること

社会福祉法人 横須賀市社会福祉協議会 アクションプラン
令和6年(2024年)3月

社会福祉法人 横須賀市社会福祉協議会
〒238-0041 横須賀市本町2-1 市立総合福祉会館2階
電話 046-821-1301 FAX 046-827-0264
ホームページ <https://www.yokosuka-shakyo.or.jp>